



介護保険

福祉用具購入費支給



要介護状態区分にかかわらず上限額は10万円（1年間）

在宅での自立を支援するために購入した、排泄や入浴に使われる用具の購入費の保険給付分（9割・8割・7割のいずれか）を払い戻します。該当する方は、問合せ先に相談してください。

対象となる福祉用具

- ① 腰掛便座
- ② 特殊尿器
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具

※ 福祉用具販売事業所の指定を受けた事業所で購入した場合に限って支給対象となります。

❶ 申請に必要なもの……………介護保険被保険者証、

購入した福祉用具の被保険者名の領収書、

福祉用具のパンフレット等、

印鑑、被保険者名義の預金通帳

◆◆◆◆◆申請・お問い合わせ先◆◆◆◆◆

三条市福祉保健部 高齢介護課 介護保険係 TEL 0256 (34) 5476 直通

0256 (34) 5511 内線389

栄サービスセンター 総合窓口グループ TEL 0256 (45) 1110

下田サービスセンター総合窓口グループ TEL 0256 (46) 5906